

議案第49号

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市消防関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～7 [略]		1～7 [略]	
8 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第3条の規定による火薬類の製造の許可の申請に対する審査	1件につき 220,000円		
9 火薬類取締法第5条の規定による火薬類の販売営業の許可の申請に対する審査			
(1) 競技用紙雷管のみの販売営業	1件につき 25,000円		
(2) その他の販売営業	1件につき 110,000円		
10 火薬類取締法第12条第1項の規定による火薬庫の設置、移転又はその構造			

若しくは設備の変更の許可の申請に対する審査	
(1) 火薬庫の設置又は移転	1件につき 73,000円
(2) 火薬庫の構造又は設備の変更	1件につき 8,300円
1 1 火薬類取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第15条第1項若しくは第2項の規定による火薬類の製造施設の完成検査又は同条第1項若しくは第2項の規定による火薬庫の完成検査	
(1) 火薬類の製造施設の完成検査	1件につき 41,000円
(2) 火薬庫の完成検査	
ア 設置又は移転	1件につき 41,000円
イ 構造又は設備の変更	1件につき 23,000円
1 2 火薬類取締法第17条第1項の規定による火薬類の譲渡し又は譲受けの許可の申請に対する審査	[略]
(1)・(2) [略]	
1 3 火薬類取締法第24条第1項の規定による火薬類の輸入の許可の申請に対する審査	
(1) 申請に係る火薬及び爆薬の数量が25キログラム以下のもの	1件につき 12,000円
(2) その他のもの	1件につき 25,000円
1 4 [略]	
1 5 火薬類取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第35条第1項の規定による特定施設に係る保安検査又は	1件につき 41,000円

8 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第17条第1項の規定による火薬類の譲渡し又は譲受けの許可の申請に対する審査	[略]
(1)・(2) [略]	
9 [略]	

同項の規定による火薬庫に係る保安検査	
--------------------	--

16 [略]

10 [略]

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。